

令和元年度

家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務

仕 様 書

札 幌 市
環 境 局

令和元年度家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務 仕様書

第1節 総則

1 業務名称

令和元年度家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務

2 業務の目的

本業務は、札幌市内から発生する家庭系一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）及び事業系一般廃棄物（以下「事業ごみ」という。）について、ごみ種類別などの組成を調査し、今後の減量施策、市民及び事業者へのPRのための基礎資料とすることを目的とする。

3 調査場所

札幌市白石区東米里 2170-1

札幌市白石清掃工場 投入ステージ内

※発注者の指示により、調査場所を変更する場合がある。

4 業務内容

家庭ごみ及び事業ごみの種類別組成調査

5 調査時期及び履行期間

(1) 調査時期（3回）

第1回 令和元年6月下旬から7月下旬頃の10日間

第2回 令和元年10月下旬から11月下旬頃の10日間

第3回 令和2年1月中旬から2月中旬頃の8日間

※ 作業日程の詳細は、別途指示する。

※ 収集スケジュール及び清掃工場の運転状況等により、調査時期は前後する場合がある。

※ 発注者の指示により、調査時期や調査日数の合計が変更となる場合がある。

(2) 履行期間

契約締結日より令和2年3月19日まで

第2節 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市（以下「発注者」という。）が実施する家庭及び事業ごみ組成調査に関わる委託業務に適用する。

受託者（以下「受注者」という。）は、本仕様書及び特記仕様書に定めのないものについても、本業務の遂行上必要と思われるものについては発注者受注者協議の上、これを行うものとする。

2 業務管理

- (1) 受注者は、履行期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画をたて、発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、過去10年以内に国又は地方自治体等（札幌市を含む。）が発注した一般廃棄物の組成調査の実務経験がある主任技術者を配置するものとする。
- (3) 主任技術者は、札幌市のごみ分けルールを十分に理解・把握していること。
- (4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (5) 協議打合せ事項等は、議事録を作成し発注者に提出するものとする。
- (6) 発注者が特記仕様書第1節1(5)で指定した調査時間内に調査を完了するよう、十分な資材、十分な人員を確保するとともに、作業員等に十分な教育を行い、作業内容の周知徹底を図ること。
- (7) 調査や打合せ等には原則主任技術者が参加すること。やむを得ない事情で同席できない場合は、事前に発注者の許可を得ること。

3 法令等の準拠

本業務の実施にあたり該当するものについては、下記の関係通知に準じた調査とする。

- (1) 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」旧厚生省通知 環整第95号 昭和52年11月4日（一部改正 衛環第22号 平成2年2月1日）

4 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。特に、個人情報等は別記「個人情報取扱注意事項」を守るなど、取扱いには十分注意すること。

5 提出書類

受注者は、業務の着手、履行及び完了にあたって、下記の書類を作成し、本市業務主任に提出しなければならない。この他に、契約約款で定める書類を提出すること。

表 6-1 提出書類

名称	規格・内容	提出期限	部数
業務着手届		着手後速やかに	2
業務責任者等指定通知書		着手後速やかに	2
業務実施計画書		契約締結後原則 14 日以内	2
業務協議簿		協議後原則3日以内	協議ごと
作業報告書	様式 1 のとおり	・原則各調査日当日(原則本市職員へ書面を直接提出)	1
		・原則各調査日の翌開庁日(電子メールで提出)	1
成果品	「特記仕様書」及び別紙 1「報告書」で示すとおり。		

※提出書類は原則文書作成ソフトウェアで作成するものとする(各調査日当日に提出する作業報告書のうち、調査当日に記載する項目を除く。)。ただし、別に指示がある場合は指示に従うこと。

6 資料の貸与

発注者は、業務に必要な資料を所定の手続きにより貸与するものとする。受注者は、業務終了後速やかに貸与された資料を発注者に返還するものとする。

7 留意事項

受注者は、調査方法や結果の取りまとめ等に際し、不明な点が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い指示に従うこと。

8 環境への配慮について

受注者は、本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

9 疑義等の決定

本仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又は本仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

【様式1】

課長	係長	係

作業報告書

令和 年 月 日 (曜日)

令和 年度家庭系・事業系一般廃棄物組成調査について、下記のとおり報告します。

業者名																	
主任技術者(代理人)		作業員人数	人														
作業開始時刻		時	分														
作業終了時刻		時	分														
1	家庭ごみ (白石区 ・ 西区)		事業ごみ														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">燃やせるごみ</td> <td style="width: 50%;">容器包装プラスチック</td> </tr> <tr> <td>燃やせないごみ</td> <td>雑がみ</td> </tr> <tr> <td>びん・缶・ペットボトル</td> <td>枝・葉・草</td> </tr> </table>		燃やせるごみ	容器包装プラスチック	燃やせないごみ	雑がみ	びん・缶・ペットボトル	枝・葉・草	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">飲食店</td> <td style="width: 50%;">小売・卸売業</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館</td> <td>病院</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>食品製造業</td> <td></td> </tr> </table>	飲食店	小売・卸売業	ホテル・旅館	病院	事務所	その他	食品製造業	
	燃やせるごみ	容器包装プラスチック															
	燃やせないごみ	雑がみ															
びん・缶・ペットボトル	枝・葉・草																
飲食店	小売・卸売業																
ホテル・旅館	病院																
事務所	その他																
食品製造業																	
試料搬入時刻		時	分														
調査終了時刻		時	分														
2	家庭ごみ (白石区 ・ 西区)		事業ごみ														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">燃やせるごみ</td> <td style="width: 50%;">容器包装プラスチック</td> </tr> <tr> <td>燃やせないごみ</td> <td>雑がみ</td> </tr> <tr> <td>びん・缶・ペットボトル</td> <td>枝・葉・草</td> </tr> </table>		燃やせるごみ	容器包装プラスチック	燃やせないごみ	雑がみ	びん・缶・ペットボトル	枝・葉・草	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">飲食店</td> <td style="width: 50%;">小売・卸売業</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館</td> <td>病院</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>食品製造業</td> <td></td> </tr> </table>	飲食店	小売・卸売業	ホテル・旅館	病院	事務所	その他	食品製造業	
	燃やせるごみ	容器包装プラスチック															
	燃やせないごみ	雑がみ															
びん・缶・ペットボトル	枝・葉・草																
飲食店	小売・卸売業																
ホテル・旅館	病院																
事務所	その他																
食品製造業																	
試料搬入時刻		時	分														
調査終了時刻		時	分														
3	家庭ごみ (白石区 ・ 西区)		事業ごみ														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">燃やせるごみ</td> <td style="width: 50%;">容器包装プラスチック</td> </tr> <tr> <td>燃やせないごみ</td> <td>雑がみ</td> </tr> <tr> <td>びん・缶・ペットボトル</td> <td>枝・葉・草</td> </tr> </table>		燃やせるごみ	容器包装プラスチック	燃やせないごみ	雑がみ	びん・缶・ペットボトル	枝・葉・草	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">飲食店</td> <td style="width: 50%;">小売・卸売業</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館</td> <td>病院</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>食品製造業</td> <td></td> </tr> </table>	飲食店	小売・卸売業	ホテル・旅館	病院	事務所	その他	食品製造業	
	燃やせるごみ	容器包装プラスチック															
	燃やせないごみ	雑がみ															
びん・缶・ペットボトル	枝・葉・草																
飲食店	小売・卸売業																
ホテル・旅館	病院																
事務所	その他																
食品製造業																	
試料搬入時刻		時	分														
調査終了時刻		時	分														
4	家庭ごみ (白石区 ・ 西区)		事業ごみ														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">燃やせるごみ</td> <td style="width: 50%;">容器包装プラスチック</td> </tr> <tr> <td>燃やせないごみ</td> <td>雑がみ</td> </tr> <tr> <td>びん・缶・ペットボトル</td> <td>枝・葉・草</td> </tr> </table>		燃やせるごみ	容器包装プラスチック	燃やせないごみ	雑がみ	びん・缶・ペットボトル	枝・葉・草	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">飲食店</td> <td style="width: 50%;">小売・卸売業</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館</td> <td>病院</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>食品製造業</td> <td></td> </tr> </table>	飲食店	小売・卸売業	ホテル・旅館	病院	事務所	その他	食品製造業	
	燃やせるごみ	容器包装プラスチック															
	燃やせないごみ	雑がみ															
びん・缶・ペットボトル	枝・葉・草																
飲食店	小売・卸売業																
ホテル・旅館	病院																
事務所	その他																
食品製造業																	
試料搬入時刻		時	分														
調査終了時刻		時	分														
〔特記事項〕																	

特記仕様書

第1節 業務の内容

1 家庭ごみ及び事業ごみ種類別組成調査

(1) 調査対象ごみ

ア 区分

(ア) 家庭ごみ6分別

- ① 燃やせるごみ（スプレー缶・カセットボンベを含む。）
 - ② 燃やせないごみ（スプレー缶・カセットボンベ・ライターを含む。）
 - ③ びん・缶・ペットボトル
 - ④ 容器包装プラスチック
 - ⑤ 雑がみ
 - ⑥ 枝・葉・草
- ※ ①・②については、ボランティア袋が混入していた場合、単独で調査すること。

(イ) 事業ごみ7業種

- ① 飲食店
- ② ホテル・旅館
- ③ 事務所
- ④ 食品製造業
- ⑤ 小売・卸売業
- ⑥ 病院
- ⑦ その他

イ 分類項目

別表のとおり

ウ 調査対象地区

(ア) 家庭ごみ

分別区分ごとに、下記2地区の各住宅形態のごみを対象とする。

- ① 白石区
戸建住宅 50 世帯程度、高層住宅 30 世帯程度、共同住宅 40 世帯程度
- ② 西区
戸建住宅 50 世帯程度、高層住宅 70 世帯程度、共同住宅 60 世帯程度

(イ) 事業ごみ

業種区分ごとに、本市が指定したエリア・事業者を調査の対象とする。

(2) 調査回数

3回

(3) 調査予定日（参考）

※以下の日程は予定であり、調査開始日及び調査終了日を含め日程の一部又は全部を変更する可能性がある。本市が指示する日程で調査を実施すること。

調査回数	調査予定日	ごみ種	地区又は業種	
第1回	令和元年 07月10日(水)	枝・葉・草 事業ごみ	白石区 (3業種)	
	07月11日(木)	燃やせるごみ -	西区 -	
	07月12日(金)	燃やせないごみ 事業ごみ	西区 (2業種)	
	07月15日(月)	燃やせるごみ 燃やせるごみ	白石区 西区	
	07月16日(火)	びん・缶・ペットボトル 容器包装プラスチック	白石区 西区	
	07月17日(水)	雑がみ びん・缶・ペットボトル	白石区 西区	
	07月18日(木)	燃やせるごみ -	白石区 -	
	07月19日(金)	容器包装プラスチック 雑がみ	白石区 西区	
	07月24日(水)	燃やせないごみ 事業ごみ	白石区 (2業種)	
	07月26日(金)	枝・葉・草 -	西区 -	
	第2回	未定(令和元年10月下旬から11月下旬頃の10日間)		
	第3回	未定(令和2年1月中旬から2月中旬頃の8日間)		

※平成30年度実施実績(令和元年度は厚別区の調査は実施しない。)

調査回数	調査予定日	ごみ種	地区又は業種
第1回	平成30年7月06日 (金曜日)	燃やせないごみ 容器包装プラスチック	西区 厚別区
	平成30年7月09日 (月曜日)	燃やせるごみ	西区
	平成30年7月10日 (火曜日)	容器包装プラスチック びん・缶・ペットボトル	西区 厚別区
	平成30年7月11日 (水曜日)	雑がみ 雑がみ	白石区 厚別区
	平成30年7月12日 (木曜日)	燃やせるごみ	西区
	平成30年7月13日 (金曜日)	雑がみ 容器包装プラスチック	西区 白石区
	平成30年7月18日 (水曜日)	燃やせないごみ 燃やせないごみ	白石区 厚別区
	平成30年7月19日 (木曜日)	燃やせるごみ 燃やせるごみ	白石区 厚別区
	平成30年7月20日 (金曜日)	枝・葉・草 事業ごみ	西区 2業種(ホテル・旅館、病院)
	平成30年7月23日 (月曜日)	燃やせるごみ 燃やせるごみ	白石区 厚別区
	平成30年7月24日 (火曜日)	びん・缶・ペットボトル 事業ごみ	白石区 2業種(事務所、食品製造業)

	平成30年 7月25日 (水曜日)	びん・缶・ペットボトル 事業ごみ	白石区 3業種(飲食店、小売・卸売、 その他)	
	平成30年 8月01日 (水曜日)	枝・葉・草 枝・葉・草	白石区 厚別区	
第2回	平成30年 10月26日 (金曜日)	燃やせないごみ 容器包装プラスチック	西区 白石区	
	平成30年 11月12日 (月曜日)	燃やせるごみ	西区	
	平成30年 11月14日 (水曜日)	事業ごみ びん・缶・ペットボトル	3業種(ホテル・旅館、食品 製造業、その他) 西区	
	平成30年 11月15日 (木曜日)	燃やせるごみ	西区	
	平成30年 11月19日 (月曜日)	燃やせるごみ 燃やせるごみ	白石区 厚別区	
	平成30年 11月21日 (水曜日)	枝・葉・草 枝・葉・草	白石区 厚別区	
	平成30年 11月27日 (火曜日)	容器包装プラスチック びん・缶・ペットボトル	西区 厚別区	
	平成30年 11月28日 (水曜日)	雑がみ 雑がみ	白石区 厚別区	
	平成30年 11月29日 (木曜日)	燃やせるごみ 燃やせるごみ	白石区 厚別区	
	平成30年 11月30日 (金曜日)	雑がみ 事業ごみ	西区 2業種(事務所、病院)	
	平成30年 12月04日 (火曜日)	びん・缶・ペットボトル 事業ごみ	白石区 2業種(飲食店、小売・卸売)	
	平成30年 12月05日 (水曜日)	燃やせないごみ 燃やせないごみ	白石区 厚別区	
	平成30年 12月07日 (金曜日)	枝・葉・草 容器包装プラスチック	西区 厚別区	
	第3回	平成31年 01月25日 (金曜日)	燃やせないごみ 事業ごみ	西区 2業種(事務所、病院)
		平成31年 01月28日 (月曜日)	燃やせるごみ	西区
		平成31年 01月30日 (水曜日)	事業ごみ びん・缶・ペットボトル	3業種(ホテル・旅館、食品 製造業、その他) 西区
		平成31年 01月31日 (木曜日)	燃やせるごみ 燃やせるごみ	白石区 厚別区
		平成31年 02月01日 (金曜日)	容器包装プラスチック 容器包装プラスチック	白石区 厚別区
平成31年 02月04日 (月曜日)		燃やせるごみ 燃やせるごみ	白石区 厚別区	
平成31年 02月05日		容器包装プラスチック	西区	

日 (火曜日)	びん・缶・ペットボトル	厚別区
平成 31 年 02 月 06 日 (水曜日)	燃やせないごみ	白石区
平成 31 年 02 月 07 日 (木曜日)	燃やせるごみ	厚別区
平成 31 年 02 月 12 日 (火曜日)	びん・缶・ペットボトル	西区
平成 31 年 02 月 13 日 (水曜日)	事業ごみ	白石区
平成 31 年 02 月 15 日 (金曜日)	雑がみ	2 業種 (飲食店、小売・卸売)
	雑がみ	白石区
	雑がみ	厚別区
	雑がみ	西区

- ※ 「燃やせるごみ」の収集時には、指定ごみ袋とは別袋として、透明又は半透明の袋でスプレー缶 (カセットボンベを含む。) を収集する。また、ボランティア袋も収集対象となる。
- ※ 「燃やせないごみ」の収集時には、指定ごみ袋とは別袋として、透明又は半透明の袋でスプレー缶 (カセットボンベを含む。) 及びライターを収集する。また、ボランティア袋も収集対象となる。

(4) 調査項目

ア 重量・体積・個数

調査対象のごみ袋 (「枝・葉・草」等においてひもで縛られたものを含む。) 一つ一つについて、重量、体積、個数を計測する。調査対象のごみ種別・地区別・住宅形態別 (事業ごみの場合は業種別)・排出袋別に計測する。

※体積は、原則として容量既知の容器で 30cm 位の所から落下補充し計測すること

※指定ごみ袋について、ごみ種と袋の容量種類ごとの平均重量を地区別に測定すること。

イ ごみの組成 (湿重量比%)

別表の小分類に基づき、ごみ種別・地区別・住宅形態別 (事業ごみの場合は業種別) に種別分類を行う。また、業務主任の指示があった時は、重量割合の速報値を業務主任に報告すること。

ウ 密度 (t/m³)

ごみ 1 m³当たりの重量 (t) をごみ種別・地区別・住宅形態別 (事業ごみの場合は業種別) に求める。

※ 家庭ごみの使い捨てライター

「ガス入」「ガスなし」にそれぞれ分別し、別途重量・体積・個数を記録しておくこと。

※ 「燃やせるごみ」の日に排出されるスプレー缶・カセットボンベ

適正排出されたもの (指定ごみ袋とは別袋として透明又は半透明の袋で排出されたもの) の割合を明確にすること。(透明又は半透明の袋で排出されたものと指定ごみ袋で排出されたものについて、それぞれ重量・体積・個数を計測し、さらにそれぞれの穴あきと穴なし (それぞれ中身あり、中身なし) の重量・体積・個数を計測し、重量割合を明確にすること。)

※ 「燃やせないごみ」の日に排出されるスプレー缶・カセットボンベ

透明又は半透明の袋で排出されたものと指定ごみ袋で排出されたものについて、

それぞれ重量・体積・個数を計測し、さらにそれぞれの穴あきと穴なし（それぞれ中身あり、中身なし）の重量・体積・個数を計測し、重量割合を明確にすること。

(5) 調査方法

ア 調査の内容

調査対象各分別区分（事業ごみも含む。）に対し、別表の小分類に基づき、家庭ごみは地区別・住宅形態（戸建住宅・共同住宅・高層住宅）別、事業ごみは業種別に分類し、各々の湿重量及び容積（単位容積重量）を求める。

家庭ごみのうち、雑がみについては、本調査で用いる調査対象試料を同時に行う別の調査で用いる場合がある。発注者より、別の調査のために本調査の作業の一時中断等指示があった場合は、従うこと。また、現場で調査データの提供を求められた場合は、従うこと。

受注者は、原則として、種別分類後計量を行う前に、分類が適切かの確認を発注者から受けること。なお、確認は調査当日発注者が指定する時間以降に受けるものとする。

イ 調査時間

調査時間は原則午前9時から午後5時までとする。（準備、試料の搬出、片付け等含む）。調査時間内に調査を完了するよう、十分な人員や資材を確保するとともに、分別方法や作業工程等について事前に作業員を教育すること。

ウ 調査対象試料の搬入方法、搬入時間、搬出時間

・搬入方法

調査対象試料は発注者（又は発注者が委託する事業者）が調査場所に運搬する。運搬車両からの荷卸しは受注者が行うこと。

・搬入時間

原則調査当日にごみステーション又は調査対象事業所から発注者（又は発注者が委託する事業者）が収集する。過去の搬入状況及び搬入量は別紙2「搬入状況」のとおり。

・搬出時間

組成調査後のごみの取り扱いについては別途指示する。なお、組成調査後に清掃工場外に搬出する必要があるごみは、原則当日中に搬出する必要があるため、搬出先の各処理施設の受入時間内に間に合うよう、発注者が指定する時間までに調査を終了し、搬出準備を完了させること。運搬車両は発注者が手配する。

・試料の搬出時の積み込み

搬出車両への積み込みは受注者が行うこと。

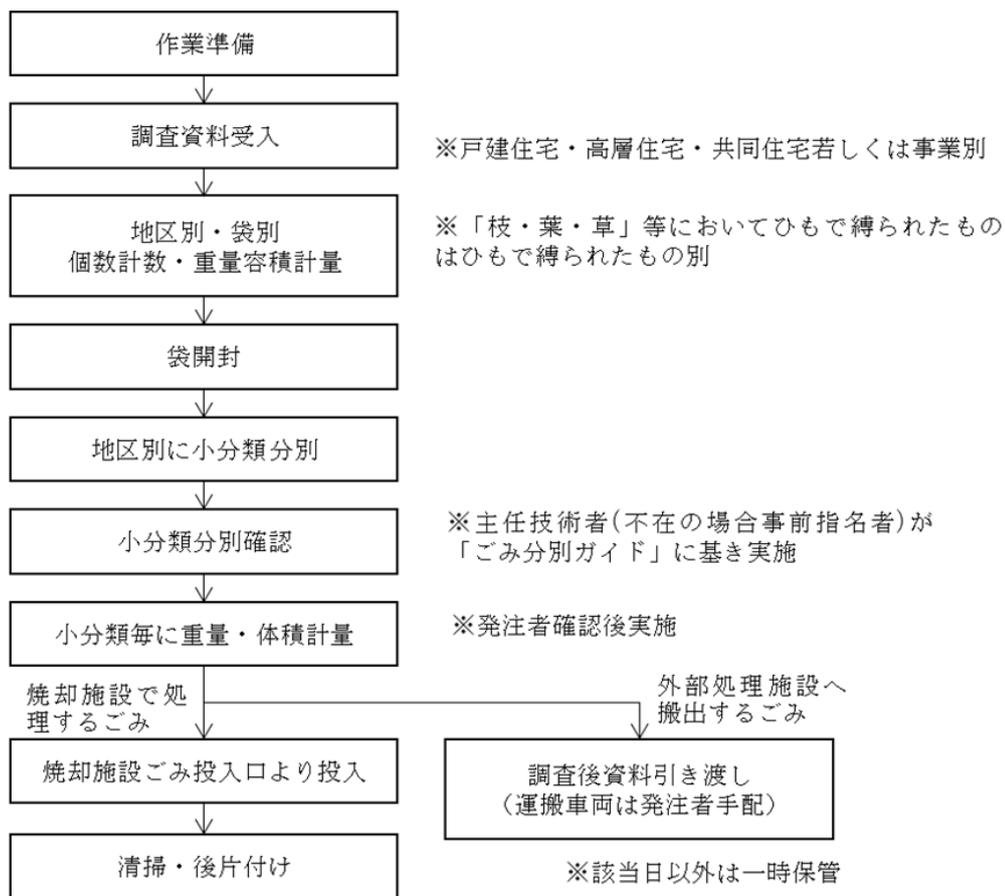


図 調査の流れイメージ（詳細は別途打ち合わせで指示）

エ 調査対象の想定ごみ量（参考、1回あたり。過去の搬入状況は別紙2「搬入状況」のとおり。）

(ア) 家庭ごみ（調査では上記(1)ウ（ア）の世帯数のごみを調査する。）

白石区

分別区分	戸建住宅	共同住宅	高層住宅	計
燃やせるごみ	380kg/回	130kg/回	170kg/回	680kg/回
燃やせないごみ	80kg/回	20kg/回	40kg/回	140kg/回
びん・缶・ペットボトル	40kg/回	20kg/回	20kg/回	80kg/回
容器包装プラスチック	30kg/回	10kg/回	20kg/回	60kg/回
雑がみ	40kg/回	30kg/回	30kg/回	100kg/回
枝・葉・草	160kg/回	0kg/回	50kg/回	210kg/回

西区

分別区分	戸建住宅	共同住宅	高層住宅	計
燃やせるごみ	340kg/回	140kg/回	180kg/回	660kg/回
燃やせないごみ	90kg/回	10kg/回	50kg/回	150kg/回
びん・缶・ペットボトル	50kg/回	30kg/回	20kg/回	100kg/回
容器包装プラスチック	40kg/回	20kg/回	20kg/回	80kg/回
雑がみ	50kg/回	30kg/回	40kg/回	120kg/回
枝・葉・草	210kg/回	10kg/回	0kg/回	220kg/回

※ 原則として搬入された全量を種別分類し、組成を把握すること（第1節1(1)ウ(ア)で示す世帯数のごみを収集した結果、上記想定ごみ量を超えた量が搬入される場合がある。）。ただし、「燃やせるごみ」及び「枝・葉・草」については、量が多い場合は本市職員の指示により縮分を行う場合がある。その場合は、縮分により組成把握の対象外とした調査対象試料の重量・容積・個数をそれぞれ計量すること。

(イ) 事業ごみ

分別区分	飲食店	ホテル・旅館	事務所	食品製造業	計
事業ごみ	200kg/回	200kg/回	200kg/回	200kg/回	400～600 kg/日
	小売・卸売	病院	その他		
	200kg/回	200kg/回	200kg/回		

※ 量が多い場合は発注者の指示により 200kg 程度に縮分することがある。その場合、縮分により組成把握の対象外とした調査対象試料の重量・容積を計量すること。

オ 貸与物

調査場所・計量器用 100V 電源・トイレ・休憩場所を無償で貸与する。

2 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 調査報告書 (A4 版ファイル背文字付、カラー印刷) 10 部
- (2) 中間報告書 (A4 版ファイル背文字付、カラー印刷) 3 回×4 部 (計 12 部)
- (3) 調査写真 (A4 版ファイル背文字付、カラー印刷) 2 組
- (4) 上記(2)データを記録した CD-R 各回 2 組 (計 6 組)
- (5) 上記(1)及び(3)データを記録した CD-R 2 組

※CD-R に記録するデータは、上記(1)及び(2)については、調査概要等を Microsoft Word 形式、図及び表を Microsoft Excel 形式で記録すること。また、上記(1)～(3)を PDF 形式で記録すること。なお、上記(1)及び(2)PDF 形式ファイルは、1 報告書 1 ファイルとすること。

(6) 著作権

成果品に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を譲渡すること。また、発注者または発注者が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者が自ら作成したもの以外については別途協議することができる。

3 その他注意事項

- (1) 受注者は、各回の調査実施前（年 3 回）に業務主任（業務主任は契約後、発注者より通知する。）と調査場所責任者との事前打ち合わせを行うこと。
- (2) 受注者は、各回の調査実施前に調査場所等の養生を行うこと。養生に当たっては、周りの設備に支障の無いようにし、生ごみなどの水が浸透して、床を汚すことの無いよう、隙間無く、めばりをする。なお、養生に必要な備品等は受注者が用意すること。
- (3) 受注者は、調査場所以外の工場内通路等を汚すことが無いよう、調査場所では長

- 靴等（シューズカバーは除く。）に履き替え、調査場所から退出する際は着用した長靴等を履き替えて移動すること。
- (4) 受注者は調査の実施にあたり必要なポリ袋や計量器等の備品及び器具を用意すること。調査後の試料をまとめるポリ袋等も用意すること。割れたガラス類など運搬上危険なごみをまとめるダンボール箱等も用意すること。
 - (5) 受注者は、調査開始日の前日までに、従事する作業員に対し、札幌市のごみ分別ルールや調査における分別方法等に関する教育を十分に行うこと。なお、分別方法が不明な場合は、必ず業務主任に確認しその指示に従うこと。
 - (6) 受注者は、本業務に伴い、調査によって物件に損傷または補償が生じた場合や現金等を発見した時は、速やかに業務主任に連絡し、指示に従うこと。
 - (7) 受注者は、作業者の入退場については、必ず事務室又は、中央制御室の工場職員に連絡すること。
 - (8) 受注者は、調査場所にいる際は、身分を明らかにするため腕章などを身に着けること。
 - (9) 受注者は、作業中も工場職員の通行の妨げにならないように、通路を確保すること。
 - (10) 受注者は、作業中、自己搬入者用投入扉（1 番扉又は 14 番扉）の付近に金属を置くとループコイルが反応し、自己搬入車輛が扉を離れても扉が開かないので、扉付近に金属を置かないこと。
 - (11) 受注者は、投入ステージ内の通行について、ごみの搬入車両が頻繁に通ることから、搬入車両に充分注意し、通行すること。
 - (12) 受注者は、調査を終了した後の試料のうち、清掃工場で処理するごみは、発注者の指示のもと自己搬入者用投入扉（1 番扉又は 14 番扉）から投入すること。その他の「燃やせないごみ」・「びん・缶・ペットボトル」、スプレー缶、電池、危険物などは種類毎に分別し、発注者が指定する一時保管場所にまとめて、置くこと。また、清掃工場でのごみ投入の際には、転落等しないよう、十分安全に気をつけ、専任の者を決めて行うこと。
 - (13) 工場は、見学者が多いため、受注者が見学者通路を通行するときは、見学者がいない時を見計らって通行すること。また、作業靴での通行は、禁止する。
 - (14) 受注者は、許可された場所以外は、立ち入らないこと。
 - (15) 工場の敷地内は全面禁煙とする。
 - (16) 受注者は、その週の作業完了時に養生を撤去後、清掃を行い発注者の確認を受けること。ただし、その週の作業完了時以外でも、発注者の指示があった場合は、養生を撤去、清掃を行い発注者の確認を受けること。
 - (17) 受注者は、作業が効率よく進行されるよう、当日の作業員分の作業用イスを用意するなど措置を取ること。
 - (18) 受注者は、作業員の作業環境に配慮し、必要に応じて保護具等を装着させること。
 - (19) 受注者は、発注者から取材・見学等への対応を依頼された場合には協力すること。

家庭系・事業系一般廃棄物組成調査項目

大分類	小分類	説明	
1 ガラス	1	びん(リターナブルびん)	
	2	びん(ワンウェイびん)	
	3	資源とならないびん	
	4	1 その他ガラス類(食器類)	
	2	その他ガラス類(食器類以外)	
2 金属	5	蛍光管	
	6	アルミ缶	
	7	スチール缶	
	8	資源とならない缶	
	9	アルミ箔	
	10	その他の金属	
	11	1 スプレー缶(穴あき)	
	2	スプレー缶(穴なし)	
	3 プラスチック	12	ペットボトル
		13	1 容リ法対象品
2		容リ法対象品(汚れあり)	
3		レジ袋	
14		プラスチック製品	
4 紙	15	1 排出に使用した袋	
	2	排出に使用した一番外側の袋、生ごみやたばこの吸殻等の排出に使用したレジ袋	
	16	1 新聞紙	
	2	チラシ・コピー用紙	
	3	ガラス等包装用新聞紙等	
	17	1 雑誌	
	2	ノート・パンフレット	
	18	紙バック	
	19	1 ダンボール	
	2	ガラス等包装用ダンボール	
	20	1 雑がみ類・規格品	
	2	雑がみ類・規格外品	
	3	雑がみ類・規格外品2	
	3	ガラス等包装用雑がみ類	
	21	1 紙製容器包装材・規格品	
	2	紙製容器包装材・規格外品1	
	3	紙製容器包装材・規格外品2	
	4	紙製ガラス類包装用容器包装材	
	22	その他紙	
	23	紙おむつ	
	5 生ごみ1	24	1 調理くず
	2	食べ残し	
	3	未開封品	
6 生ごみ2	25	食品以外	
7 木製品	26	木製品	
8 枝・葉・草	27	1 剪定枝	
	2	葉	
	3	草	
9 布	28	1 古着1	
	2	古着2	
	3	布1	
	4	布2	
10 革製品・ゴム	29	革製品・ゴム	
11 陶磁器	30	1 陶磁器(食器以外)	
	2	陶磁器(食器類)	
12 コンクリート・レンガ	31	コンクリート・レンガ	
13 砂・土砂・石	32	砂・土砂・石	
	33	可燃系砂等	
14 複合製品	34	小型家電・電動玩具	
	35	乾電池	
	36	使い捨てライター	
	37	その他	
15 たばこ	37	たばこ	
16 分類不能ごみ	38	分類不能ごみ	